

## 石油石炭税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 未納税移出に関する特例について、その適用を受けることができる原油、ガス状炭化水素又は石炭であることを明らかにする方法、承認申請書の記載事項等を定めることとする。(第10条の2関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、平成30年4月1日から施行することとする。(附則関係)